

## 志布志市結婚新生活支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、経済的理由により結婚に踏み出せない若年層を対象として、婚姻に伴う新生活の経済的な負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 次条に定める対象期間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦（再婚の場合を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 持家 夫婦の双方又は一方が登記名義人となり、本市内に所在する自己の居住用の住宅で、新築、購入及び建替えしたものをいう。
- (3) 賃貸住宅 夫婦のいずれかが賃貸借契約を締結し、本市内に所在する自己の居住用の住宅をいう。ただし、2親等以内の親族が所有する住宅は除く。
- (4) 住居費 持家取得費用、住宅リフォーム費及び賃貸住宅住居費をいう。

(補助の対象期間)

第3条 補助の対象期間は、事業実施年度の4月1日から事業実施年度末とする。ただし、令和4年度事業に限り、令和4年1月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助対象世帯)

第4条 補助の対象となる世帯は、次の第1号から第7号に掲げるすべての要件に該当する新婚世帯及び第8号に掲げる世帯とする。

- (1) 婚姻時に夫婦ともに満39歳以下であること。
- (2) 次条により算出した世帯の所得が400万円未満であること。
- (3) 夫婦ともに、持家又は賃貸住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (4) 夫婦のいずれもが市税等に滞納がないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが志布志市暴力団排除条例（平成24年志布志市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- (7) 過去にこの要領に基づく補助を受けたことがある者がいない世帯
- (8) 事業実施年度の前年度に志布志市結婚新生活支援事業による補助を受給した世帯で、その受給額が、補助上限額に達しなかった世帯

(世帯の所得の算出方法)

第5条 前条第2号に定める世帯の所得の算出方法は、所得証明書をもとに、第8条に定める交付申請のあった日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（申請日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前々年）の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる計算方法により算出した金額とする。

- (1) 婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職し補助金申請時において無職の場合 離職した者については所得がないものとして、夫婦の所得を算出する。
- (2) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書又は前号による計算方法をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。ただし、所得証明書が示す期間の当該奨学金の返済額に限る。

（補助対象費）

第6条 補助の対象となる費用は、婚姻に伴い発生した費用であつて、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 持家取得費用 持家を取得する際に要した費用であつて、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
  - ア 売買契約書又は工事請負契約書等により契約内容が確認できること。
  - イ 対象期間に支払った費用であること。
  - ウ 当該住宅の建物に係る費用であること。
- (2) 住宅リフォーム費 住宅をリフォームする際に要した費用であつて、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
  - ア 夫婦の双方又は一方の名義でリフォーム工事を契約していること。
  - イ 工事請負契約書等により契約内容が確認できること。
  - ウ 対象期間に支払った費用であること。
  - エ 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の費用であること。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用及び家電購入、設置に係る費用を除く。
- (3) 賃貸住宅住居費 賃貸住宅を賃借する際に要した費用であつて、対象期間中に支払った賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域有料賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額をそれぞれ賃料から控除する。賃料は3月分を上限とし、初月を次から選択するものとする。
  - ア 入居月。ただし補助の対象は日割り家賃及び共益費とする。
  - イ 入居月の翌月
- (4) 引越費用 引越業者又は運送業者へ支払った費用であつて、対象期間に支払った費用であること。

2 前項の規定にかかわらず、過去に本市において補助対象費に係る補助金を受けたことがある場合、補助金の交付の対象としない。

3 第4条第8号に該当する世帯の補助対象費は、前年度対象となった費用のうち、前年度中に受給することができなかった費用のみを対象とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、住居費と引越費用を合算した金額に相当する額とする。ただし、当該額が30万円を超えるときは30万円とする。

2 前項の補助金の額に、住宅の新築費用、又は築後3年未満の建売住宅の購入費が含まれるときは当該額に20万円を加える。

3 第1項の補助金の額に、築後3年以上の建売住宅又は中古住宅の購入が含まれるときは当該額に10万円を加える。

4 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。

5 第4条第8号に該当する世帯の補助上限額は、30万円から前年度受給した補助金の額を差引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志布志市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書(又は婚姻後の戸籍謄本)

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 世帯全員の所得証明書(婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職した場合にあっては、当該離職した者の離職票又はこれに代わるものの写し及び当該離職した者に係る離職中である旨の誓約書)

(4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)

(5) 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し(住宅を購入した場合)

(6) 住宅の工事請負契約書又は請書の写し(住宅をリフォームした場合)

(7) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃貸借した場合)

(8) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅手当を受給している場合)

(9) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)

(10) 市税等の滞納がないことが分かる書類

(11) 定住に関する誓約書(様式第3号)

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、志布志市結

婚新生活支援補助金交付決定及び確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の通知を受けた申請者は、志布志市結婚新生活支援補助金請求書（様式第5号）に確定通知書の写しを添えて、当該補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第12条 市長は、補助金を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

志布志市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

志布志市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話 ー

志布志市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1	婚姻届日	年 月 日			
2	新婚世帯氏名	(夫)	(妻)		
3	所得	(夫) 円	(妻) 円		
<small>※貸与型奨学金は、申請日から遡って1年以内の返済額を控除する ※婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合離職者は所得がないものとする</small>		合計 円			
4	購入	契約日	年 月 日		
		契約金額 (A)	円		
		追加交付 (B)	<input type="checkbox"/> 新築住宅、築後3年未満の建売住宅 (20万円) <input type="checkbox"/> 中古住宅、築後3年以上の建売住宅 (10万円)		
	リフォーム	契約日	年 月 日		
		契約金額	円		
		内対象経費 (C)	円		
	住居費	家賃	契約日	年 月 日	
			<input type="checkbox"/> 初月入居月	初月日割家賃	円
				+ (月額家賃	円
				- 住宅手当)	円
				×月数	ヵ月
		対象金額	円		
		賃貸	<input type="checkbox"/> 初月入居月の翌月	(月額家賃	円
				- 住宅手当)	円
×月数				円	
対象金額				円	
敷金	円				
礼金	円				
共益費	円				
仲介手数料	円				
小計 (D)	円				

5 引越費用	引越し日	年 月 日
	費用 (E)	円
	合計 (A+C+D+E) (F) ※上限 30 万円、1,000 円未満は切捨て	円
6 補助金申請額 ※ (F) と (B) の合計額		円
7 暴力団員等の該当	私は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等ではありません。  申請者 _____ 印  配偶者 _____ 印	

添付書類

- 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- 世帯全員の住民票の写し
- 市税等の滞納がないことが分かる書類
- 定住に関する誓約書（様式第 3 号）
- 結婚新生活支援事業に関するアンケート
- 世帯全員の所得証明書

婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職した場合

- 離職した者の離職票又はこれに代わるものの写し
- 離職した者に係る離職中である旨の誓約書

貸与型奨学金を返済している場合

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類

住宅を購入した場合

- 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し

住宅をリフォームした場合

- 住宅の工事請負契約書又は請書の写し

住宅を賃貸借した場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し

住宅手当を受給している場合

- 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）

引越費用の場合

- 引越しに係る領収書の写し

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

志布志市長 様

雇用者（住宅手当の支払者）

所在地

名 称

代表者氏名

Ⓜ

電話番号

### 住居手当支給証明書

志布志市結婚新生活支援事業補助金の申請に当たり、当社に従業している者について、下記のとおり証明します。

#### 記

1 対象者 住 所  
氏 名

2 従業状況  
年 月 日現在在職している。

3 住宅手当支給の状況  
有 ・ 無 （いずれかに○印を付けてください。）  
※有の場合の額（ 年 月現在・月額 円）

注1 住宅手当とは、従業員が住宅の全部又は一部を借り受けて居住する際に、雇用者が被雇用者に支給する手当の月額をいう。

様式第3号（第8条関係）

志布志市長 様

定住に関する誓約書

私は志布志市の住民として自治会に積極的に加入し地域の活性化に協力する意思を有しており、夫婦ともに取得又は賃借した志布志市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録された日から5年以上定住の意思を持って居住します。

なお、志布志市結婚新生活支援事業補助金交付要領第12条に該当することとなったときは、志布志市長が指定する金額を返還します。

令和 年 月 日

申請人 住 所

氏 名

電話番号



様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

志布志市長

志布志市結婚新生活支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった志布志市結婚新生活支援事業補助金については、次のとおり交付決定及び確定したので、志布志市結婚新生活支援事業補助金交付要領第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) 志布志市結婚新生活支援事業補助金交付要領第12条に該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部を返還すること。
  - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
  - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

志布志市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

志布志市長 様

申請者 住所

氏名

電話 - -

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定通知のあった志布志市結婚新生活支援事業補助金について、志布志市結婚新生活支援事業補助金交付要領第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額： 金 円

2 振込みを希望する口座

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	支店名	支店 支所 出張所 代理店
預金種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
カタカナ			
口座名義			